Social Workの復権一その5－
憲法第 25 条から観る「格差社会」
ー現代日本の貧困と生活力形成の意義一

## 高 田 哲

# Restitution of Social work－part 5－ <br> The inequality from the perspective of the Japanese Constitution A rticle 25 －the meaning of poverty and self－reliance in modern J apan－ 

Satoshi TAKADA


#### Abstract

Recently，it has become popular to speak of＂kakusa－shakai＂，which can be translated to English as‘ social disparity＇．There was also a period when everyone was worried about being separated into winners＇and losers＇．The government has always stressed that＂those who work hard deserve to be rew arded＂，although it has recently begun to make reference to the notion of re－challenge＇，or starting over＇．

On the other hand，the social gap（＂kakusa＂in Japanese）has come to be felt strongly among the people and there is much debate on its causes and cures．How ever，the meaning of the word＂kakusa＂is somew hat ambiguous in the contemporary Japanese context．In this paper，we reconsider disparity in Japanese society from the perspective of poverty＇，discussing the details of support provided to social security recipients that represent the J apanese poor，and conclude with a call for the focus to be returned to the development of self－reliance and social support netw orks．


最近，「 格差社会」という 言葉が流行している。「勝ち組」「負け組」という 2 分法が一時期，世間を騒がせていた。 また，政府は盛んに，「努力した人間が報われるのは当然だ」と強調しつつ，「再チャレンジ」についても言及し始め ている。他方，「格差」は国民の間でも強く実感されるようになり，格差の原因と対策をめぐる論議はかつてないほ どに盛んになってきている。

しかし，「格差」といら言葉自体は，現代日本の現状から推すと曖昧さを伴う表現である。本稿では「貧困」とい う観点から，日本における「格差社会」を再考した結果，貧困の現れである生活保護制度利用者の具体的援助につい て，「生活力及び生活関係の形成」という提案を再び行うこととした。

## 1．はじめに

手許にある本を確認してみると，「 格差」について今日的言及を始めに行ったのは『 日本の経済格差』（橘木俊詔著 岩波新書 1998 年）ではないだろうか。以下，『不平等社会日本』（佐藤俊樹著 中公新書 2000年），『 階級社会日本』（橋本健二著 青木書店 2001年），『若者が《社会的弱者》に転落する』（宮本みち子著 洋泉社新書 2002年），『封印される不平等』（橘木俊詔著 東洋経済新報社 2004年），『希望格差社会』（山田昌弘 筑摩書房 2004年）と羅列することができる。

日本は諸外国に例のない終身雇用と年功序列制度によって，これまでは少なくとも「働けば報われる」社会を維持しようとしてきた。ここで，「少なくとも」と表現したのは，現実的には「働けば報われる」人々は，官僚や公務員，大企業で働く「組織された」人々であったからだ。しかし，現実はそうであったとしても，多くの国民はそのことを疑わず，自分もその中に入ることを望みながら一所懸命に働いていたのではないだ ろうか。高度経済成長は，国民に「豊かな社会」を希望づけたであろうし，「国民総中流社会」とまでいわれ た時代が現実に存在したのも事実である。国民の多くは「豊かさ」について，住宅やマイカーなどの購入と消費をそのメルクマールとして捉えていたし，収入が増加することを前提に各々の生活設計を立てていたの ではないだろうか。

しかし，歴代内閣による「構造改革」路線が推進されるにつれ，弱肉強食の規制緩和が公然と行われるよ うになり，国民の中には不平等感や格差感が広がり，まさに異常ともいえる現代日本社会が出現してくる。 のちに観るように，一時期は社会の中で持て囃された「パラサイトシングル」や「フリーター」は，今日で は深刻な社会問題となり，とりわけ「 ニート」と呼ばれる人たちの増加は政府自身の頭を悩ませている結果 となっている。

一方で，長者番付ベストテンには，サラ金業者が 3 人，パチンコ経営者が 2 人も入っている。また，高価 なブランド品を買い漁ったり，「億ション」を購入したりすることができる「億万長者」が今日では 141 万人も存在する。他方，人知れず死んでいく人たちやホームレスと呼ばれる人たちも増加の一途を辿っており，年間で3 万人を超える自殺者の約 30 \％は生活経済苦であるといわれている。とりわけ，2001年以降に小泉内閣が推し進めた「改革なくして成長なし」路線は，国民に痛みのみを押しつけ，その弊害を如実なものと した。大企業や高所得者には減税をする一方で，高齢者，障害者，労働者，特に若者には徹底した搾取と収奪を行ってきたのが現実ではないだろうか。

それらを例証するため，以下を観ていきたい。

## 2．「ただ人並みに暮らしたい」という願いが叶わない社会

まず，2006年3月時点での各種統計資料等により，現代日本を俯瞰してみたい。

- 生活保護世帯 104 万世帯
- ホームレス 25000 人以上
- サラ金利用者 1.400 万人 らち延滞者 267 万人
- 自己破産者 24 万人
- フリーター 213 万人
- ニート 64 万人
- 国保滞納世帯 470 万世帯 短期保険証発行世帯 107 万世帯 資格証明者発行世帯 32 万世帯
- 自殺者 3 万人以上

本年度の『 経済財政白書』は，「 我が国の所得格差は長期的には穏やかな拡大傾向を示している」として，所得，消費，労働所得のそれぞれで拡大傾向にあること，1999年から2004年にかけての若者層のジニ指数に上昇の動きがあることに注目している。

しかし，こうした傾向に対して政府は「問題はない」という 立場を堅持している。それどころか，先にも書いたように「努力した人間が報われるのは当然」として，今後とも「構造改革」路線を推進していく構え である。一体，こうした路線が国民をどこに導いていくことになるのか，またこれらに対する対決軸は他に はないのか，を考えるため，現状をさらに詳しく観ていきたい。

## 1）所得格差

国税庁「民間給与実態調査」による給与階級分布によって，1997年と2004年を比べてみると，如実な変化が見られる。つまり，この間で増加傾向にあるのは， 300 万円以下の層と 2000 万円以上の層のみとな る。富める者はいっそう 富む一方で，貧しき者たちはますます貧しくなっているという傾向である。

国民の世帯あたりの年間平均所得は 579 万円強となる（「国民生活基礎調査」による）。しかし，実際には平均額以下の世帯が $59.7 \%$ を占めており，一部の富める者によって平均値が上がっていることが判る。他方 で，所得が 100 万円に満たない世帯が 270 万世帯（全体の $5.9 \%$ ）もいることにも驚かざるを得ない。

また，金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」によると，貯蓄残高ゼロの世帯は，1995年に 7．9 \％で底を打ち，以後基本的には増加傾向を続けながら，2005年には $23.8 \%$ と，実に 4 世帯に 1 世帯が貯蓄のない世帯となっている。

サラリーマン世帯の実収入は，1997年に720万円近くあったのを最高に，2005年では620 万円強と，実に100万円近く目減りしていることも判る。他方，大企業の経常利益は総額で 29.4 兆円と急増を続けてい る。 06 年 11 月 23 日付毎日新聞によると， 6 大銀行の中間連結決算による最終利益は 1 兆 7352 億円となっ ている。そこに働く労働者の生活は一向に良くならない一方で，企業利益は史上空前となり，マスコミは い ざなぎ景気を越えた」と表現している。しかし，「一将功成って万骨枯る」では，日本の未来はない。国は，

働く人，まさに額に汗して働いた人たちにこそ，報いなければならないのではないだろうか。

2）税金格差
先の小泉内閣は「財政収支のバランスを図るため」，庶民向けの増税策を打ち出した。それは以下のような ものであった。

- 所得税と住民税の定率減税廃止 3 兆 3.734 億円
- 配偶者特別控除の廃止
7.344 億円
－老年者控除等の廃止
3.997 億円
－酒税の増税 930 億円
これらを含めた増税分は実に，5兆2．000億円に及んだ。2006年春には，住民税が 10 倍になったなどと いら 高齢者で市役所の窓口が大混乱となった，というニュースが流れたことは記憶に新しい。他方，金持ち減税も大幅なものであり，以下に示すものを含めて，総額は2兆3．000億円となっている。
- 研究開発•I T 投資減税 1 兆1．430億円
- 連結納税制度
7.980 億円
－株式配当•譲渡益等の減税
4.000 億円
－相続税•贈与税の税率引下げ


### 1.230 億円

政府は，「不況下にあって，まずは企業の体力をつけなければならない」といい，「税率が高くては企業や金持ちが日本から逃げてしまう」と説明する。しかし，先進ヨーロッパの企業や高額所得者は，国家に適切 に納税し，社会貢献することこそがそのステータスであると考えている。例えば，オランダ視察の際に現地 のコーディネーターとなるドクター・オールト（ロイヤル・ダッチ・シェルの技術部長を経験した方であり， リタイアーした後は社会福祉施設の理事長や役員を務めている）は言う。
「オランダ人は，隣人の悲しむ顔を見たくないのです。だから，その人が悲しむ前に，私たちは手を差し伸 べようとします」

ここには，自らが実践してきた社会貢献に対する見識の高さやプライドとともに，こうしたことを当然と するオランダの社会合意があるのではないだろうか。このことは決してオランダ社会のみだけではなく，先進ヨーロッパに共通する意識であることは，他の国の視察経験からも窺える。

加えて，政府の「論理」の矛盾点は，もう一つある。
1989年に導入された消費税は今日まで累計で 175 兆円となる。同時期以降の法人税減収累計は 160 兆円 となり，これに軍事費の増額分を加えると，収支は奇妙に一致する。大企業への減税を国民の増税で穴埋め している姿がここにある，と考えられる。政府はいかなる説明をするのであろうか。

## 3）労働格差

有効求人倍率が「1」を超えたため，政府は景気は確実に回復していると説明している。しかし，ここに も落とし穴がある。それは次に観る「地域格差」との関係である。大都市圏では確かに有効求人倍率は上昇傾向にある。しかし，北海道や沖縄など地方では未だその数値は低く，雇用は今もなお深刻な状況にあると いうことだ。また昨今，種々の報道がなされているように，日本の労働形態が急速で大幅に変化してきてい る。終身雇用•年功序列体制の崩壊とともに，「 能力」制度がその主流となり，労働の流動化が進んでいる。既に，労働者の3分の1は非正規雇用となっており，とりわけ若者層ではその数が半分近くになっている， ということである。正規労働者は1996年から1997年の3800万人をピークに， 2005 年では 3400 万人を割り込むまでになっている。他方，パート・アルバイト労働者は 1200 万人に迫り，派遣労働者も 500 万人 を上回る勢いである。特に，派遣については大企業を中心に「偽装請負」といわれる違法な雇用形態が国会 などで追及され，問題が表面化してきている。

また，完全失業率を観ると，若者層である $15 \sim 34$ 歳では平均よりも 2 ポイント高くなっている。また先 の非正規雇用については，15～24歳の男性では $30 \%$ ， $15 \sim 24$ 歳の女性では $40 \%$ となっている。非正規雇用の 15 ～ 29 歳のパート・アルバイトの年収は $50 ~ 99$ 万円が $35 \%$ 近くとなっており，派遣でも 250万円以下が大部分を占めているのである。つまり，労働現場において，若者が直撃を受けているという現状 を看て取ることができる。

「弱者」という言葉は，奢れる「強者」の側からの視点であり，これまでは，障害のある人，高齢者，女性，子どもなどを指す言葉として使用されてきた。しかし今日では，まさに若者もまた，明確に「弱者」の仲間入りをさせられたといえるのではないだろうか。こうした現状について，政府自身も「平成18年版労働経済白書」では，次のようにリポートしている。
「若年者が職業的自立を図れないために，結婚し，家庭を持つことができなくなるなど若年者の厳しい雇用環境が少子化を促進する要因になることが懸念される」

こうした若者たちに「再チャレンジ」や「キャリアデザイン」を説いた処で，その言葉は彼らの耳を空し く通り過ぎるだけであろう。こうした非正規雇用者や生活困窮者の雇用促進や生活回復を目的とする，本腰 を入れたワーキングプア対策こそが，いま求められていることではないだろうか。

## 4）教育格差

2006 年 1 月 3 日付毎日新聞は，就学援助利用者は全国で 133 万 7.000 人を超え，全体比では $12.8 \%$ であ り，2000年から2004年にかけて37 \％も増えたこととなる，と第一面で報じた。また，大都市圏の東京や大阪では実に 4 人に 1 人がその対象となっている。

政府は既に2004年3月の法「改正」で，市町村が独自の資格要件で決めることができる「準要保護世帯」 についての予算措置を一般財源化した。これに基づき地方自治体では，独自の対象額や申請手続き，支給法法を定めたため，自治体間の格差が生まれてきている。

2000 年度文部科学省「子どもの学費調査」によれば，子どもが幼稚園から大学に至る教育費は，国立（当時）で 732 万円，私立では 1.385 万円となっている。

先に観たように，サラリーマンと呼ばれる人たちの実収入が年々減少してきていることを考えると，経済格差が教育格差に結びついていくことは容易に理解できる。

特に，母子家庭については，2000年の年収が 252 万円であるのに，2004年には 224 万円（厚生労働省 2005年版「国民生活基礎調查」）と減少している。「児童のいる世帯」（一般世帯）の年収が 702 万円である ことを考えるならば，母子家庭はその3分の1以下の生活を強いられていることになる。また，1998年の児童扶養手当法の改悪によって，所得制限を受けることになった母子家庭も多い。生活保護世帯における母子加算削除の理由は，「一般世帯よりも，生活保護世帯の方が生活水準が高いから」といらものである。しか し，「健康で文化的な最低限度の生活」（日本国憲法第 25 条第 1 項）を保障している生活保護世帯を生活の基準とせずに，「一般世帯の方が低い」というのは，暴論というほかはない。

総じて，今日，進行している家族持ちの中年労働者たちの貧困状態は，同じスタート 地点に立つことがで きない多くの子どもたちを生み出すこととなり，「 教育の機会均等」を奪うことともなる。

安部首相が提唱する「再チャレンジ」とはそもそも，スタートの号砲が鳴ったのちに後れを取った人たち に対して，もう一度，スタート 地点に立つことができるという趣旨である。しかし，同一地点に立つことす ら許されない子どもたちが存在するということ自体が今日的問題なのであって，「再チャレンジ」以前の問題 なのである。

そうした意味では，ワーキングプア対策は，まず親の生活を経済的に支えるという視点から考えられなけ ればいけないのではないだろうか。

## 5）地域格差

過日，全国の地価公示価格が発表となった。全体としては15年連続の下落傾向であった。しかし，再開発 が続く，名古屋，東京，大阪のみは上昇を続けている。「再開発」は規制緩和の名の許に，大規模開発を推進 する大企業が土地の買い占めをして重点地区を定めて行っているものである。確かに当該地区の地価のみは高騰するであろう。しかし，こうした開発によって周辺地域はいっそう寂れ，人口の流動化がいっそう進む こととなる。例えば，筆者の故郷である小樽市においては，「築港地域」という所で巨大開発が行われた。誘致した企業（スーパー）があまりにも早く倒産してしまったといら番狂わせがあったが，こうした開発事業 の陰で，これまで中心街であった駅前等の地区は大きな打撃を受けた。それらは「シャッター街」となった り，市民が長年に亘って親しんできた今井丸井が撤退するなど，同じ市の中においても格段の格差が生じた ことは事実として受け止めなければならない。

また，昨今マスコミを賑わしている夕張市の倒産（財政再建団体への転落）は，石炭産業という 国策事業 のツケが住民に回された不幸な結果である。同じ国の中での住民の生活といら 観点から 考えるならば，地域住民の責任というのではなく，国家責任において解決されなければならない事態であろう。

ともあれ，介護保険は2000年に鳴り物入りでスタートした。当初より，市町村による保険料の格差が懸念された。予測通り，3年ごとの保険料の見直しによって，さらに地域間の格差が拡がってきており，「光と陰」に住民が一喜一憂する姿は，社会保障といら観点からは受け入れがたい事実である。また，2006年4月に施行され，同年10月に本格実施された障害者「自立支援」法もまた，深刻な地域格差を生んでいるこ とは周知のとおりである。つまり，「社会福祉の『基礎構造改革』」はまさに，日本の社会保障制度を破壊す るものでしかなかったと結論づけることができるのである。
「地方分権」といら甘い「理念」のみを押しつけられ，地方に対する財政的な保障がなされなかった「三位一体改革」の徒花として，象徴的な地域格差が生まれた，と云えるのである。同様に，現在強力に推し進め られている合併は，機械的に行らのではなく，地域の特色を生かした形で個々の課題整理の上に検討されな ければならないであろう。とりわけ，積雪寒冷，農村，高齢，過疎，広域といった独自の課題を持つ北海道 の地方自治体は，慎重の上にも慎重な検討が必要とされる。

その上で必要なことは，先進ヨーロッパのような「地方集権」という，これまでとは逆の発想，概念が必要となつてくるのではないだろうか。つまり，「 小さな政府」をめざすのであれば，地方政府にこそ財源を委譲し，地方政府のレベルで社会保障政策を具体的に実施していくという形である。中央政府は政策を立案し，全国規模での水準均衡を調整するということであろう。
いずれにしても，同じ 地域内の格差，県（ 道）単位での格差，全国レベルでの格差を，社会保障の理念か ら問い直すことこそが求められている。

人間は誰しも夢を持って生きている。その時々の環境や感情によって，一時的には刹那的になったとして も，長い人生を考えるとき，人間は自らの夢を実現しようという 力によって，自分の人生を形づくろうとし ている。

しかし，これまで観てきたように，現代の日本社会においては，そのことが叶わなくなってきている。そ れどころか，「人並みの暮らしがしたい」というささやかな夢ですら奪われようとしている。

NHKが放映した「ワーキングプア」の中で，宮城県から東京に出て来た 34 歳の青年は，短期契約で 20以上の仕事を経験し，最終的には面接に行く交通費すら払えない状況に追い込まれる。秋田県の一級洋服技能士の高齢者は，生涯を真面目に働いてきたのに，税金が払えず，妻の介護費用の捻出もままならなくなっ ている。リストラで職場を失った 50 歳の男性は，妻亡きのちに 2 人の子どもを年収 300 万円以下で育てて いる。ガソリンスタンドを3 つも掛け持ちしながら。

放送の最後にリポーターは言った。
「努力が足りない，個人の責任だから仕方がないと言う人がいる。しかし，みな真剣で，努力をしない人，意欲のない人は誰もいなかった！」

他方，内閣府発行の『ここまで進んだ小泉構造改革』（ 2005 年）は言う。
「これまで小泉内閣は『改革なくして成長なし』，『民間にできることは民間に』，『地方にできることは地方 に』の基本理念のもとに，金融システム改革，規制改革，税制改革，歳出改革といった構造改革を進めてき ました。これまでの成果を踏まえ，平成17年度および平成18年度の2年間を『重点強化期間』と位置づけ，新たな成長に向けた基盤の重点強化を図ります」

前出の「ワーキングプア」との関係で云らならば，小泉「改革」だけが，国民生活の破壊に繋がったわけ ではない。そもそもは，「戦後政治の総決算」を掲げた中曽根内閣（1982年～1987年）に，その源流を観 ることができる。

ケインズの祖国イギリスで始まったケインズ批判は，サッチャーの登場により市場万能主義として政策化 されていく。アメリカにおいてもレーガンが「小さな政府」論を展開し，それらを盟友の中曽根が日本で実施していくこととなる。その後，日本は日米構造協議を通じて，規制緩和と行政「改革」を推し進めていく。橋本内閣による「6大改革」は急激な国民増税によって頓挫したものの，新自由主義的経済政策は小泉内閣 によって日の眼を見ることとなった。アメリカ型の市場環境や経済環境をつくること，つまりは，「勝者の自

由」こそが錦の御旗となる「改革」，それが小泉「改革」の本質であった。
そのためには，最大限に「自助努力」が強調され，それを行わない人間は落伍者となった。ホリエモンや村上ファンドのような「勝ち組」が喧伝され，競争に負けた者たちは敗者として，社会の隅へと押しやられ て行った。マスコミ自身もこうした姿を批判することなく，むしろ追従すらした。そうして，リストラは企業活動にとって「正義」とされ，一時期は批判が多かった長時間労働も大手を振って今日では復活している。労働者は自らの権利を剥奪されながら，それでも働かなければ生活ができない状態となっていった。
つまり，一連の「改革」の本質は，第一に国家予算の縮小に象徴される国家責任の放棄であり，第二にア メリカに従属した，規制緩和に象徴される大企業への露骨な利益誘導であり，第三にそれらのツケをすべて国民に回すといら 大型収奪にほかならなかったのである。

3．社会保障の歴史を振り返る
歴史を振り返るとき，19世紀までは，貧困も障害も個人の責任でしかなかった。それは，科学的な解明が できなかったことにもよる。しかし，19世紀から20世紀にかけて，チャールズ・ブースやシーボーム・ラ ウントリーなどによって，貧困が決して個人の責任に起因するものではなく，むしろ社会の責任において考 えるべきものであることが明らかにされた。

そして，第2 次世界大戦は，戦争によってもたらされる「豊かさ」が本当の豊かさではないことを気づか せ，あまりにも多くの犠牲は平和の重要性を訴えかけた。こうして人類は，平和の裡に暮らす権利を獲得し，社会福祉によってこそ国家が繁栄することに心を留めることとなった。

社会保障とは，社会が，安全，安心，安定的な暮らしを，国民に保障するということであり，社会は国家 中央政府及び地方政府＝地方自治体）及び企業によって代位されることとなったのである。

社会保障の理念を考えるとき，次のことが重要であろう。
第一に，理念の問題として，人間は生まれながらにして平等であり，その尊厳や人格はどんな場合も尊重，保障されなければならない。

第二に，しかし，資本主義社会は本質的に不平等な社会であるが故に，お互いの所得を再分配することを通じて，国民の最低限の生活（ナショナル・ミニマム）を保障し合おうとした。

第三に，そうした観点で考えるのならば，社会が，個人の自立や自助を励まし，それらを発展させていく ことで，社会全体が豊かになっていくことをめざしている。

第四に，こうした保障は，人間に相応しい，人間に値する生活を約束することであり，これらは人間にとつ て本来的な本質的な権利として存在する。

そう考えるとき，基本的人権についても，再度確認しておく必要があるのではないだろうか。
云うまでもなく，基本的人権とは，人間が人間として生まれながらに当然に持つ生存にとって不可欠と考 えられる基本的な権利のことである。しかし，人類の歴史を顧みるとき，基本的人権は決して平坦な道を歩 んできたわけではない。基本的人権は幾多の差別，専制や隷属等を経て，今日に至っている。つまり，基本的人権は，人類の叡智によって，幾多の試練を経て，民主主義や人権思想の昂揚の中でこそ獲得されたと認識すべきであろう。近代における人権思想は具体的には，1）国家からの自由としての自由権，2）自由権の基礎的保障となる参政権，そして3）自由権を裏付ける社会権から成る，と考えられる。その上で，最も重要と なってくるのが社会権であり，これは日本国憲法上は，生存権，教育権，労働権として明記されている。

何故，社会権が重要なのであろうか。それは，社会権が，人類の歴史の中で，多くの犠牲の上に勝ち取ら れた権利だからであり，様々な社会的矛盾を解決し，劣位に立つ者の生存と自由平等を実現するために必要不可欠な権利と考えられるからである。

とりわけ，社会権の中でも生存権は「基本的な人権」そのものといえる。
人間は誰でも，個人が個人として尊重され，そのことが実体的に確保されなければならない。一人の人間 として，自分自身が夢を見，その夢を拡げることは，その人にとっての権利なのである。そうであるならば， その夢を実現するために，社会自体はそのことを個人に保障しなければならない。先に観たように，「自助努力」や 相互扶助」を乗り越えて，人類社会は発展してきた。お互いの努力をより強固なものにするために，社会的責任としての「公的責任」を明確にしてきたのが，20世紀の歴史であった。

自己実現とは，人間にとって当たり前の権利であり，そうした権利を行使してこそ，人間は自らの人生を

自分の力で決定していくことができるようになるのである。人間にとって不可欠な権利，と考えるとき，そ の権利を他者が奪い取ることも許されないのは自明のこととなる。しかし，現実には，貧困であることを理由に，あるいは障害があることを理由に，人は人を差別し，排除しようとする。一人の人間として，自分の夢を実現しようとするならば，他者の夢を実現することも支援しなければならないのではないだろうか。そ こにこそ，社会福祉，ソーシャル・ワークの原点がある。かくして，日本国憲法はそれらの権利を明記した。 この事実は，ひとり日本人にとつてのみ貴重なことなのではなく，人類の到達点そのものであるといえる。

日本国憲法は第 2 次世界大戦の教訓から，人類が平和の裡に生活することが基本的な権利であることを，第9条と第25条で宣言している。とりわけ第25条は，「健康で文化的な最低限度の生活」を国民の権利で あるとし，その保障を国家の責任とした。また，第 25 条は，生活保護法によってその保障内容が具体化さ れている。

生活保護法第1条はあえて，「この法律は，日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き」と書き出してい る。このことは，社会福祉を学び，研究し，実践する者にとつては当然の前提であろう。しかし，今日の社会実態を考えるとき，このことが必ずしも共通項として理解されているようには思えないのである。のちに観るような北九州市の実態は，この理念からの明らかな乘離である。
「健康で文化的な最低限度の生活」とは，ひとり生活保護法にのみ与えられた責務ではない。「2」で述べ たような国民生活の実状は，日本国憲法第 25 条の逸脱であり，そのことは為政者も研究者も実践者も深く心 に留めておく必要があるのではないだろうか。「健康で文化的な最低限度の生活」ということについて，教科書的にまた文言上の理解をするということではなく，今日的に国民の生活実態に着目してこそ本質的に理解 できるのではないだろうか。

それ故， 21 世紀の今日において，これらのことを改めて確認しておくことが重要となってくる。
先にも 観たように， 19 世紀は個人責任の時代であった。 20 世紀に入って，自己責任や相互扶助を当然の こととしつつも，公的責任こそが国民や住民の生活を実質的，具体的に保障することであることが明らかと なった。21世紀は20世紀の所産を受け継ぎ，発展させていく世紀であるにも拘わらず，現実には，新自由主義は国民を19世紀の生活へと追い遣ろうとしている。それ故，この時点での再確認が必要となってくる のであった。

また，「 格差社会」を考えるとき大切なことは，一般論として，そのことを論じることではない。「 格差」 といら言葉自体は，かなりの幅を持った言葉だからである。それは上下の幅，つまりは「その差」を論じた言葉に過ぎない。したがって，その幅の「大きさ」を論じただけでは，今日進行している深刻な貧困状況は把握し得ないのである。例えば，富める者の間にも格差は存在する。また先にも観たように，格差そのもの は経済的なものだけではなく，生活のあらゆる分野で現れてくるし，それらをどう 把握するかによってその解釈も変わつてくる。

一般論として，資本主義社会はもともと不平等な社会である。富める者はますます富み，貧する者はます ます貧していくのは織り込み済みのことである。しかし，日本国民の多くが未だに「中流」意識を持つ中で，静かに進行している貧困の実相こそが問題となってくるのだ。
「健康で文化的な最低限度の生活」と云うとき，ここにはふたつの意味合いがある。その1 は，国家が保障 する最低生活は，ただ食べていかれれば良いという程度のものではなく，「健康で文化的な」内容を具備して いなければならないということだ。その 2 は，「最低限度の生活」とは，それ以下の生活ではもはや人間の生活には値しないということを意味するということだ。

そう考えるとき，今日的課題として捉えなければならない格差は，日本国憲法第 25 条との関係で，つま りは人間として許し難い状況である貧困に着目し，「 健康で文化的な最低限度の生活」というメルクマールを持って捉えなければならないということである。そうでなければ，本当の意味で，日本における格差とは何 か，といらことが見えてこないからである。

人類は幾多の試練を乗り越えて，今日を迎えている。そして，現代日本といら資本主義社会の真つ直中に在って，富める者と貧する者がおり，富める者はその資産をいっそう強固なものにしようとしている。他方，貧する者は，その生活そのものを脅かされ，人としての価値も権利も奪われようとしている。それらは以上 の論述で明らかだ。

こうした社会にあって，「権利としての社会保障とは何か」をもう一度問い直し，貧困という 絶対的観点か

ら，格差社会を照らし出してみることこそが，求められていることなのである。

## 4．現代の貧困と生活保護行政

貧困とは，「生活に必要な資料を欠いた状態であり，この欠乏については心身の荒廃状態や社会的排除など を招くことまでを含んだ概念である」（『社会福祉辞典』 大月書店 2002 年）といらのが教科書的規定であ る。
現代の日本社会にあっては，「豊かさ」の中の貧困といらことが特に問題となってきている。高度経済成長 は国民げ豊かさ」をもたらした。しかし，生活水準における経済格差をも生み出したのは事実であろう。自分の人生を存分に謳歌できる人々が存在する一方で，現実に緩慢な誐死者が出現し，その予備軍ともいえる層が広く存在している。そして，こうした人々は徐々に階層化し，そこから抜け出すことが極めて困難な状態となっている。筆者の経験でも，1970年代後半の生活保護世帯は，格差是正方式の基準の許でも，「一般世帯」の6割に満たない生活を余儀なくされ，月末にはほとんど生活費がなくなっているという状態であっ た。決して「健康で文化的」とはいえない最低生活そのものであった。
人間はいつの時代も，自分の力で，また自分たちの力で自らの生活の維持を図ろらと努力している。しか し，長い人生の中では，不慮の事故や疾病はもとより，高齢や障害に伴い，急激で大幅な所得の低下や业失 に行き当たることがある。また，失業や離婚といった余儀なき事故によって，それまでの経済的地位をあっ けなく失うこともある。我が国においては，中小企業やパート 労働などの不安定な労働者層が広範に存在す るため，このような傾向に拍車をかけることとなる。とりわけ今日においては，リストラという名によって， かなりの高収入を得ていた人たちまでもが，その収入をあえなく失うこととなる。こうして，通常の労働者層であったとしても，ある日突然一気に従来の生活を喪い，いとも容易く貧困層へと転落していく。路上生活を余儀なくされているホームレスと言われる人たちの中には，労働者だけではなく，会社を経営していた ような人々も含まれているのはその証左といえる。

こうした貧困層が，それでもギリギリの経済的地位をどうにか保っている間はこの層に留まりうる。しか し，一度生活手段を喪ってしまった多くの人々は，さらにその下の窮乏層へと転落していくことが多い。こ の場合，労働力の崩壊現象は，併せて生活力の崩壊を生じさせる。具体的には，家族崩壊や身体的崩壊，さ らには生活意欲そのものの崩壊へと繋がり，最終的には人格崩壊へと突き進むこともある。アルコール依存症者やホームレスと呼ばれる人々の「転落」過程や現状に，その典型を見ることができる。
ここで一層深刻なのは，これらの崩壊過程が，単に個人の上に現れるだけではなく，家族などの集団にも影響を与えることである。つまり，貧困は間違いもなく世代間継承されていくのである。しかも，その継承 が拡大再生産されていくところに，今日の貧困の重大な本質があるといえる。一般的に云って，貧困は「豊 かな」時代にも存在した。そうした時代にあっては，「貧困はもはや我が国には存在しない」といら論調も あった。しかし，バブル崩壊の「失われた 10 年」，加えて小泉内閣時代の「不毛の 5 年」を通じて，貧困は いっそう国民の前に明らかとなってきた。そして自明のことではあるが，貧困は，個人や家族の責任におい て論じられるべきものではなく，日本社会の矛盾を内包する形で，社会的に醹成されていることを認めるこ とによってこそ正しく認識することができる。つまり，どんなに「豊かな」社会であったとしても，その諸矛盾の結節点として，貧困は明確に存在しているのであり，それがさらに拡大していることが問題なのであ る。

昨今，語られ出した「格差社会」論は，「ルールなき資本主義」といわれる日本社会の諸矛盾を端的に表し た言葉といえる。しかし，重要なことは，「格差」といら曖昧な基漼で今日の社会を観ることではないことは先にも述べた。現実に進行している富める者はますます富み，貧する者はますます貧している現状に着目す るならば，やはり「貧困」それも「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されているのかどうかっといら絶対的な基準で「格差社会」を検証しなければならない。
2006年11月に開催された第 39 回公的扶助研究会全国セミナー（以下「公扶研セミナー」とする）にお ける唐鎌氏の基調講演は，そうした点で貴重な示唆を与えてくれた。

日本の国民所得は現時点で 370 兆円もあり，それはドイツ，イギリス，デンマークの 3 ヶ国の国民所得の合計に匹敵すること，にも拘わらず，国民の納税額は 43 兆円に過ぎず，しかもらち 12 兆円は消費税である こと，が第1 である。このことは，日本における富が，国民には充分に配分されていないことを意味してい

るといら事実がある。
また，イギリスにおける公的扶助の捕捉率が 1999 年時点で $87 \%$ であるのに対して，日本における生活保護の捕捉率は $20 \%$ 以下に過ぎないことが，第 2 である。このことは逆に云らならば，生活保護を必要として いる人の $80 \%$ は漏給状態にあるといらことである。前述の公扶研セミナーではさらに，以下のような驚愕的な事態が最終日に報告された。
それは，既にマスコミによっても報道されている北九州市の生活保護行政の実態である。北九州市はこれ までも，厚生労働省の「植民地」もしくは「実験地」と言われており，異常に低い保護率がこれまでも喧伝 されたり，逆に問題視されてきた。
2006 年 6 月，男性の餓死死体が発見されたことで，マスコミは色めき立った。これを受けて，10月には全国から 300 人の調查団が北九州市に入って実態調查を行った。
北九州市の保護行政にあっては，「北九州マニュアル」なるものの許，独自の考え方によって「水際作戦」 が徹底されていた。例えば，過去3 年間の保護率を下回る数値目標を設定し，生活困笨者の保護申請を徹底 して受け付けないというようなことが平然と行われていたのであった。生活保護の申請にあたっては，厚生労働省自身が認めた弁護士の同席をも拒否し，その上，重ねて拒否した論拠を問われると，担当課長と面接員が面接室を退席したといらのである。公務員には当然のこととして，法の遵守が義務がけられている。し かし，北九州市においては，そのことすら守れていない現状がある。
本来，貧困に対して，今を生きていくことができないでいるといら不当な状態にあることに対して，最も敏感であるべき福祉事務所の職員が，貧困を放置し，あまつさえ，その不当状態を助長している。こうした生活保護行政は，まさに貧困を理由に，その人を排除するといら人間として絶対に行ってはならない基本的人権を侵害する行為といえる。こうしたことが 1981 年以降，四半世紀に亘って，北九州市のみならず全国 で行われてきたことは事実なのである。その根拠となるものは「 123 号通知」にあることは様々な人が指摘 しているところである。
それ故，こうした現実の着目し，人間の当然の権利である生存権の観点から，貧困問題を考えることこそ が，「格差社会」の本質に迫ることになるのではないだろうか。

## 5．「生きる力」をどうつけるのか

これまで観てきたように，現実にある格差社会の中で，貧困が進行している。そして貧困は，人々の心を も蝕んでいる。とりわけ，最低限度の生活を強いられている生活保護制度利用者にとって，今日それに立ち向から 力は残念ながらほとんどない，といえる。しかし，座して屈服するよりも，何らかの形で抵抗できる力，さらには立ち上がり，闘 力を身につけることはできないのであろうか。そう考えたとき，日本国憲法第 25 条の理念を活かしながら，国民の本来的権利を守り育てる何等かの方策を，少なくとも社会福祉現場に おいて実践する必要があるだろう。
これまで叙述したことは生活保護に限らず，今日の国民生活全般についてであった。そして，そうしたこ とを通じて，格差社会を観るときの基本的視点としての「貧困」といら尺度を提起した。多くの国民は貧困 と闘い，そこからの脱却を模索している。他方，貧困状態に陥ってしまっている生活保護制度世帯には，現実の問題としてそうした恢復の力がないのが現実である。しかし，生活保護現場が，それでも現実を正しく認識し，何等かの実践に転じない限り，貧困者の生活が好転していかないことも事実なのである。つまり現実に対峙できる「力」をどう構築するのか，といら課題である。
そして，貧困への処方篦を考えたとき，筆者はやはり原点に戻るべきだと考えた。
それが，筆者にとってば『生きる力』をどうつけるのか一生活力と生活関係の形成一」といら生活保護りー シャル・ワーカーとしての個別援助過程であった。
したがって，以下，この考え方を述べていきたい。
そもそも筆者が，『生きる力』をどうつけるのか」という自己課題を設定したのは，生活保護現場のソー シャル・ケースワーカーとして，生活保護世帯の現実に直面し，その援助，特に「第2 世代」と名付けた子 どもたちに対しての具体的援助をどのようにすべきかっを考えたところから始まった。それまでのソーシャ ル・ケースワークは，生活保護法第 1 条に規定する「その最低限度の生活を保障するとともに，その自立を助長することを目的とする」ことにより，多くの場合は，稼働年齢層の被保護者の就業による「自立」に力

を入れていた。
しかし現実には，長期に亘り生活保護制度を利用している人たちにとっては，就職自体が難しいことであ り，たとい就職できたとしても，最低生活を充分に上回って生活保護が廃止されることも困難であった。ま た，その世帯の子どもたちの低学力も否めない事実であり，この子どもたちこそがまさしく自立しなければ，本当の意味での自立とは云えないのではないか，と考えるようになったのである。その背景には，先に述べ たような貧困観－1）貧困は今もなお存在する，2）貧困は社会的に創り出される，3）貧困は拡大再生産され ている一があった。また貧困は，生活意欲を喪失させ，精神的荒廃を来たさせ，社会的政治的関心を失わせ ることとなる。子どもたちにとっては，それは，学習意欲の低下もしくは喪失，交友関係の不成立，心身発達などの障害となって現れる，ことを現実のケース事例を通して実感できたのであった。
そこで，単に稼働年齢層にある親たちの稼働指導だけではなく，子どもたちの明日を視野に入れたファミ リー・ケースワークとも呼ぶべきものが求められるのではないか，と考えるようになったのである。同じよ らな時期に，公的扶助現場を常に励ましてくれていた白澤久一先生は，「生活力の形成」，「生活関係の形成」 といら視点でのソーシャル・ケースワーク理論を打ち立てつつあった。筆者は白沢先生に深く学びながら，『生きる力』をどうつけるのか」といらソーシャル・ケースワーカーとしての課題を現場において実践して いった。まず「生きる力」とは，自然の法則，地球の法則から生まれてくるものであるとして，1）人間が自然と共存できる力，2）社会の様々な仕組みや条件を取り入れる力，3）自分の周りにある社会資源を利用でき る力，4）自己の能力を存分に発揮できる力，と規定した。
そしてその根底にあるのは，「権利としての社会保障」であり，日本国憲法第 25 条に基づく保障，つまり は生活保護制度を利用することから，本当の自立は始まると考えた。まず，最低限度の生活が保障されるこ とで，たといギリギリであったとしても，生活そのものに一定の安定感が得られるようになる。こうした状態になって初めて，生活保護制度利用者は自分の生活や自立について考える力，行動する力ができてくるの ではないだろうか。経済的自立とは，「働いた」ことをもって「自立」と見ることを意味するのではなく，経済的な安定の突破口に立つことから始まると考えたのである。
そもそも自立とは，自助努力や相互扶助を前提にしたとしても，本来的には地域における援助や公的な支援があってこそ，可能となるものである。そして，最大の公的支援とは，生活保護制度利用者にとっては， ソーシャル・ケースワークそのものなのである。
いささか引用が長くなるが，小山進次郎氏は『 生活保護法の解釈と運用』で，次のように述べている。
「最低生活の保障と共に，自立の助長といらことを目的の中に含めたのは，『 人をして人たるに値する存在』 たらしめるには単に最低生活を維持させるといらだけでは十分でない。凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立の意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し，これを助長育成し，而して，そ の人をしてその能力に相応しい状態において社会生活の適合させることこそ，真実の意味において生存権を保障する所以である。社会保障の制度であると共に，社会福祉の制度である生活保護制度としては，当然此処迄を目的であるとすべきであるとする考えに出でるものである。従つて，鬼角誤解され易いように惰民防止といらことは，この制度がその目的に従つて最も効果的に運用された結果として起ることではあらうが，少なくとも『自立の助長』といら表現で第一義的に意図されている所ではない。自立助長を目的に謳つた趣旨は，そのような調子の低いものではないのである。」（以上，原文のママ）
メアリーリッチモンドも言っているように，ソーシャル・ケース・ワーク（当時の標記のママ）とは，人格（パーソナリティー）の発展を図る諸過程であり，生活保護制度利用者もまた，その人格形成を通じてこ そ，本来の自立は可能となっていくのである。従って，今日においても，最低生活を保障することと，それ以上の生活を実現するための自立助長，つまりソーシャル・ケースワークは表裏一体のものとして機能して いかなければならないことは言を俟たない。
生活保護行政における最低生活の保障は，まさに人間として自立のための第一歩であることは，以上より間違いのないことである。先に観たような北九州の例は，生活保護制度発足当時の高い理念から推しても，明らかな誤謬であることが判るであろう。
まずは最低生活を保障する。その上にソーシャル・ケースワークがある。両者は車の両輪の役割を果たす。 そして，そのソーシャル・ケースワークを通じて，生活保護制度利用者の生活意欲を高め，生活知識と生活技術を獲得することで，その人自身の人格の向上，つまりは自立を図っていくというのが，「生きる力」をど

うつけるのか，の眼目なのである。
このことを可能にするためには，特に子どもたちが「生きる力」を獲得していくためには，次のことが必要となってくる。

第一には，生活リズムの獲得ないし確立であり，第二には，食生活の改善ないしは確立である。また独自課題として，第三には，学力習得の保障である。これらを通じて，第二世代の子どもたちが貧困から脱却で きる力を身につけさせようとしたのが，「 生きる力」の実践であった。

なお，この実践と評価については，稿を改めて詳述したいと思う。
いずれにせよ，人間という存在は，常に葛藤しながら暮らしているのであり，そうした営みを通じて，今 よりもより良い生活をしたいと努力を重ねる存在なのである。

ソーシャル・ケースワーカーは，そうした人間の本来持っている内発性に依拠しながら，ソーシャル・ケー スワークを展開していくこととなる。とりわけ，人間として未発達の段階にある子どもたちについては，「生 きる力」の獲得こそが，貧困との闘いを結果として勝ち抜ける展望を切り拓くことになるのではないだろう か。

人間は誰でも，働くことを含めた様々な能力を持っており，その意思を間違いもなく内在しており，そし て何よりも，その人を必要とする場があるはずである。

今日の「格差社会」は，そうした真面目に暮らそうとしている人たちを，貧困であることを理由に排除し ようとしている。それは歪な社会であり，私たちは別の対抗軸を持って，それに立ち向かっていかなければ ならない。「別の対抗軸」，それは国民一人ひとりの基本的人権を尊重することに他ならない。何よりも，社会の中で「弱者」とされている人たちの人権を守り，発展させること，つまりは，他者を受け容れることが できる社会を創り出していくことではないだろうか。

とりわけ，日本社会の底辺に位置させられている生活保護制度利用者については，貧困からの脱却を図る ために，特別なプログラムが必要となってくるであろう。それが，生活力と生活関係の形成なのである。人間としての尊厳を認め，それを発展させる過程は，生活保護制度におけるソーシャル・ケースワークそのも のであると考えられる。「ケースワーカー」と呼ばれる人たちが，ここにこそ力を注がねばならないであろう し，生活保護制度利用者が生活力を高めていくことは，最終的には国民全体の力量を高めていくことにも繋 がるのではないだろうか。

すべての国民が，価値ある存在として尊重され，その人格と尊厳が保障され，平和の裡に暮らすことがで きる社会を創出することこそが，「 格差社会」の解決の道となる。そのためには，一般的な見方や論議ではな く，人間そのものを脅かす貧困を絶対的な基準にした広範な論議こそが今日求められているのであろうし，社会福祉現場における憲法第 25 条の理念の徹底こそが，結果として格差社会を解消する方向性と一致する ことになるのである。

## 6．おわりに

世の中には「常識」といらものがある。また，論議をする際には「当然の前提」というものもあるだろう。 しかし，昨今の社会福祉の世界においては，これらのことが全く通用しないような状況があると考えざるを えない。

これまで縷々述べてきたように，社会福祉が戦後の平和主義の具体化として登場したこと，それ故に，と りわけ貧困や障害に対しての深い理解なしには社会福祉実践ができないこと，は自明の理であったはずだ。 また，多くの人は今日の時点でも，「そのとおりだ」と言うであろう。しかし，そうであるならば，何故，介護保険法や障害者「自立支援」法によって，多くの高齢者や障害のある人たちが苦しまなければならないの か。例えば，「きょうされん」は2006年4月，『だから言わんこっちゃない』というブックレットを発行し，障害者「自立支援」法に対して厳しい評価を加えている。また現在も緊急要望書（署名）の提出を企画して いる。そこでは「うたい文句とはまったく異なる状況が生み出されている…サービス利用や生活が継続でき なくなる事態が相次ぐ恐れがある」と述べている。

これら一連の「社会福祉の『基礎構造改革』」は厚生労働省が直接に推し進めたものではあるが，そこには多くの高名な社会福祉の研究者が関わっているのも事実だ。つまり，これまでは社会福祉の世界において，「常識」もしくは「当然の前提」とされてきたことが，実はそうではないという事態が進行しているのではな

いか，というのが本稿を書いた動機であった。したがって，本稿ではもう一度，基本的理念を再確認すると ともに，現在進行している「改革」について異議申し立てをしようとする狙いがあった。
「成熟した」社会の中で，自らの暮らしを成り立たせていくことができない人たちが現実に存在している。本来，社会福祉は，その歪みを是正するために機能するものであった。また，この世に社会的「弱者」がい ることに注目して，所得の再分配を行うことで，資本主義社会の社会的諸矛盾をわずかでも解消しようとし たのが，社会保障システムであったはずだ。

そう考えたとき，これまで述べてきたような正の財産と負の財産を再検討しながら，21世紀に相応しい日本に見合った社会福祉を構想していくことは，研究者の端くれとしての責務であると考える。単なる批判だ けではなく，社会的に「弱い」立場に置かれている人たちが，その典型は生活保護制度利用者であるので， その人たちがどうやって「格差社会」から脱却していけば良いのかの栄口を探らねばならない。「生活力と生活関係の形成」に関する具体的な論考は，次回以降で具体的に展開していきたいと考えている。
とりわけ，今年は，日本国憲法第 25 条の理念に立って運動を展開した朝日訴訟＝人間裁判の提訴 50 周年 に当たる年である。朝日茂氏が投じた一石をさらに大きな波紋とするためにも，日本国憲法第 25 条をどう活かしていくのか，とりわけ社会福祉現場実践の場で憲法第 25 条をどう 発展させていくのか，ということを常に考えながら，今後とも論を進めていきたいと思う。

[^0]
[^0]:    参考文献等
    「社会福祉行政事業報告」各年度版（厚生労働省）
    「民間給与実態調査」各年度版（国税庁）
    「家計の金融資産に関する世論調査」各年度版（金融広報中央委員会）
    「毎日新聞」2006年1月3日付，2006年11月23日付
    「子どもの学費調査」2000年度版（文部科学省）
    「 国民生活基礎調査」2005年度版（厚生労働省）
    「ここまで進んだ小泉構造改革」（2005年内閣府）
    『社会福祉辞典』（辞典編纂委員会 2002年 大月書店）
    『第 39 回公的扶助研究全国セミナー資料集』（2006年 全国公的扶助研究会全国セミナー実行委員会）
    『生活保護法の解釈と運用』復刻版（小山進次郎著 1975 年 全国社会福祉協議会）
    『社会福祉小六法』（2006年版 ミネルヴァ書房）
    『生活関係の形成』（白澤久一編著 1987 年 勁草書房）
    『公的扶助実践講座』全 3 巻（小野哲郎編著 1997 年 ミネルヴァ書房）
    『大失業時代の生活保護法』（寺久保光良編著 2002年 かもがわ出版）
    『 現代社会福祉概論』（鈴木幸雄編著 2006年 中央法規）
    『 格差と 貧困の根源を問ら』（労働者教育協会編 2006年 学習の友社）

